

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

白川町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

白川町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成22年白川町訓令甲第5号）の一部を改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物耐震診断事業</p> <p>ア 事業に要する費用（消費税及び地方消費税を含めない。以下同じ。）は、<u>一戸建ての住宅については136,000円/戸</u>を限度とし、<u>一戸建て住宅以外の建築物については次に定める額を限度とする。ただし、特定建築物以外の建築物については、次に定める額又は1棟当たり1,570,000円のいずれか低い額を限度とする。</u></p> <p>(ア) 延べ床面積1,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たりの単価<u>3,670円</u>以内</p> <p>(イ) 延べ床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たりの単価<u>1,570円</u>以内</p> <p>(ウ) 延べ床面積2,000平方メー</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物耐震診断事業</p> <p>ア 事業に要する費用（消費税及び地方消費税を含めない。以下同じ。）は、<u>一戸建ての住宅については134,000円/戸</u>を限度とし、<u>一戸建て住宅以外の建築物については次に定める額を限度とする。ただし、特定建築物以外の建築物については、次に定める額又は1棟当たり150万円</u>のいずれか低い額を限度とする。</p> <p>(ア) 延べ床面積1,000m<sup>2</sup>以内の部分は1m<sup>2</sup>当たりの単価<u>3,600円</u>以内</p> <p>(イ) 延べ床面積1,000m<sup>2</sup>を超えて2,000m<sup>2</sup>以内の部分は1m<sup>2</sup>当たりの単価<u>1,540円</u>以内</p> <p>(ウ) 延べ床面積2,000m<sup>2</sup></p>

改正後	改正前
<p><u>トル</u>を超える部分は1平方メートル当たりの単価<u>1,050</u>円以内</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 木造住宅に係る住宅耐震補強工事</p> <p>ア 事業に要する費用は、1戸当たり<u>1,200,000</u>円を限度とし、耐震補強に関する設計費用及び工事監理費用を含むものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 特定建築物等耐震補強工事</p> <p>ア 特定建築物の事業に要する費用は、建築物の耐震補強に要する費用に0.23を乗じて得た額とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、対象建築物の延べ面積に1平方メートル当たりの単価<u>83,800</u>円を乗じ、さらに0.23を乗じて得た額を限度とし、その他の工法による場合は、対象建築物の延べ面積に1平方メートル当たりの単価<u>51,200</u>円を乗じ、さらに0.23を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>イ 緊急輸送道路沿道建築物の事業に要する費用は、対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価<u>51,200</u>円を乗じた額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価82,300円を乗じた額を限度とする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 前項第2号の事業のうち、第3条第2号ウ(ア)については、社会資本整備計画による基幹事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)により社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)の活用が</p>	<p><u>_____</u>を超える部分は1m<sup>2</sup>当たりの単価<u>1,030</u>円以内</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 木造住宅に係る住宅耐震補強工事</p> <p>ア 事業に要する費用は、1戸当たり<u>120</u>万円<u>_____</u>を限度とし、耐震補強に関する設計費用及び工事監理費用を含むものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 特定建築物等耐震補強工事</p> <p>ア 特定建築物の事業に要する費用は、建築物の耐震補強に要する費用に0.23を乗じて得た額とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、対象建築物の延べ面積に1m<sup>2</sup><u>_____</u>当たりの単価<u>82,300</u>円を乗じ、さらに0.23を乗じて得た額を限度とし、その他の工法による場合は、対象建築物の延べ面積に1m<sup>2</sup><u>_____</u>当たりの単価<u>50,300</u>円を乗じ、さらに0.23を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>イ 緊急輸送道路沿道建築物の事業に要する費用は、対象建築物の延べ床面積に1m<sup>2</sup><u>_____</u>当たりの単価<u>50,300</u>円を乗じた額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は対象建築物の延べ床面積に1m<sup>2</sup><u>_____</u>当たりの単価82,300円を乗じた額を限度とする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 前項第2号の事業のうち、第3条第2号ウ(ア)については、社会資本整備計画による基幹事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)により社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)の活用が</p>

改正後	改正前
<p>可能な場合に限り、事業に要する費用に<u>0.4</u>を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）、又は<u>575,000</u>円／戸のいずれか低い額を限度として上乗せする。この場合において、前項第2号アで規定する事業に要する費用の限度については、適用しない。（次項において同じ。）</p> <p>3・4（略） （実施計画の変更等）</p> <p>第6条 前条第2項の規定による承諾を得た者（以下「補助対象者」という。）は、当該<u>計画</u>の内容を変更又は中止しようとするときは、実施計画変更・中止届出書（様式第4号）を町長に提出し、その承諾を得なければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>可能な場合に限り、事業に要する費用に<u>0.115</u>を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）、又は<u>411,000</u>円／戸のいずれか低い額を限度として上乗せする。この場合において、前項第2号アで規定する事業に要する費用の限度については、適用しない。（次項において同じ。）</p> <p>3・4（略） （実施計画の変更等）</p> <p>第6条 前条第2項の規定による承諾を得た者（以下「補助対象者」という。）は、当該<u>事業</u>の内容を変更又は中止しようとするときは、実施計画変更・中止届出書（様式第4号）を町長に提出し、その承諾を得なければならない。</p> <p>2（略）</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。